

インフラストラクチャーにおける PPPの現状と進展

第2回 水道インフラについて

しんかわ しゅんべい
新川 隼平

株式会社日本経済研究所公共デザイン本部インフラ部 副主任研究員

1. はじめに

本稿では、我が国の水道事業の現状について整理した後に、国内で初めて建設改良工事を業務範囲に含む広範囲な業務を民間企業に委託した「箱根地区水道事業包括委託」について紹介し、水道事業の今後のPPP/PFIの展望について述べる。

2. 我が国の水道事業の現状

我が国の水道事業は、原則として市町村により経営され、昭和40年以降、高度経済成長期を中心に多くの水道施設が整備され、約98%の普及率（令和2年度時点）を達成している。

そのため、現在は、水道の拡張整備を主眼に置いていた時代から、既存の水道の基盤を確固たるものとしていくことが求められる時代に変化してきている¹。また、水道事業者（特に中小規模水道事業者）の多くが、施設の老朽化や人口減少・節水型社会への移行に伴う料金収入の減少、職員数の減少等の経営課題に直面しており、将来にわたり持続可能な事業運営に向けた基盤強化が課題となっている。

3. 水道事業におけるPPP/PFIの現状

平成11年に施行された「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」や、改正水道法、改正地方自治法により、水道においてもPFIや指定管理者制度、水道の管理に関する技術上の業務について、技術的に信頼できる民間事業者等の第三者に水道法上の責任を含め委託することができる第三者委託等の活用が可能になっており、これまでに多くの官民連携が実施されている。

また、平成30年12月に成立した改正水道法により、最終的な給水責任を地方公共団体に残したうえで、水道施設に関する公共施設等運営権を民間事業者に設定できる、新たなコンセッション方式の導入が可能となり、この方式を用いた宮城県上工下水一体官民連携運営事業が令和4年4月から事業開始されている。

以降では、中小規模水道事業者の経営健全化に資するモデル構築を目的の一部として事業開始された「箱根地区水道事業包括委託」について紹介する。

4. 箱根地区水道事業包括委託について

(1) 事業目的・事業概要

神奈川県企業庁は、国内水道事業者が抱える諸課題を踏まえ、水道事業の持続性確保に向けた水道事業ノウハウ習得のためのフィールドを民間企業に提供している。具体的には、新たな事業運営モデル「かながわ方式による公民連携モデル」を構築し、当該モデルを中小規模水道事業体に普及させることを目指して、箱根地区水道事業包括委託（以下、箱根包括委託）を平成26年度から実施しており、令和元年度から第2期の委託を実施している。

箱根包括委託は、神奈川県企業庁の旧箱根水道営業所が行っていたほぼすべての業務に関し従来型業務委託と水道法の第三者委託制度を活用して委託しており、国内において初めて建設改良工事を業務範囲に含めた点が大きな特徴といえる。（神奈川県企業庁が示した施設整備の計画に基づきあらかじめ特定された工事箇所について現場調整、設計、施工、監督、検査までを一貫して受託者が行っている。）

表1 箱根地区水道事業包括委託の概要

事業名	箱根地区水道事業包括委託
発注者	神奈川県企業庁
受託者	箱根水道パートナーズ(株)
事業期間	第1期：平成26年4月～平成31年3月（5年間） 第2期：平成31年4月～令和6年3月（5年間）
第1期委託金額	委託金額：39.9億円（事業期間全体を通じた委託金額合計）
委託業務範囲	箱根地区の水道運営 （施設管理、水質管理、施設更新工事、給水装置検査、漏水対応、メータ検針料金徴収、窓口対応、水源涵養林の管理、災害対応等）

（出典）神奈川県企業庁「箱根地区水道事業包括委託（第1期）最終評価報告書」より筆者作成

(2) 第1期箱根包括委託の終了時の評価及び今後の方向性

神奈川県企業庁は、第1期が終了した平成31年度に「受託者の業務実施状況」、「事業運営モデルとして効

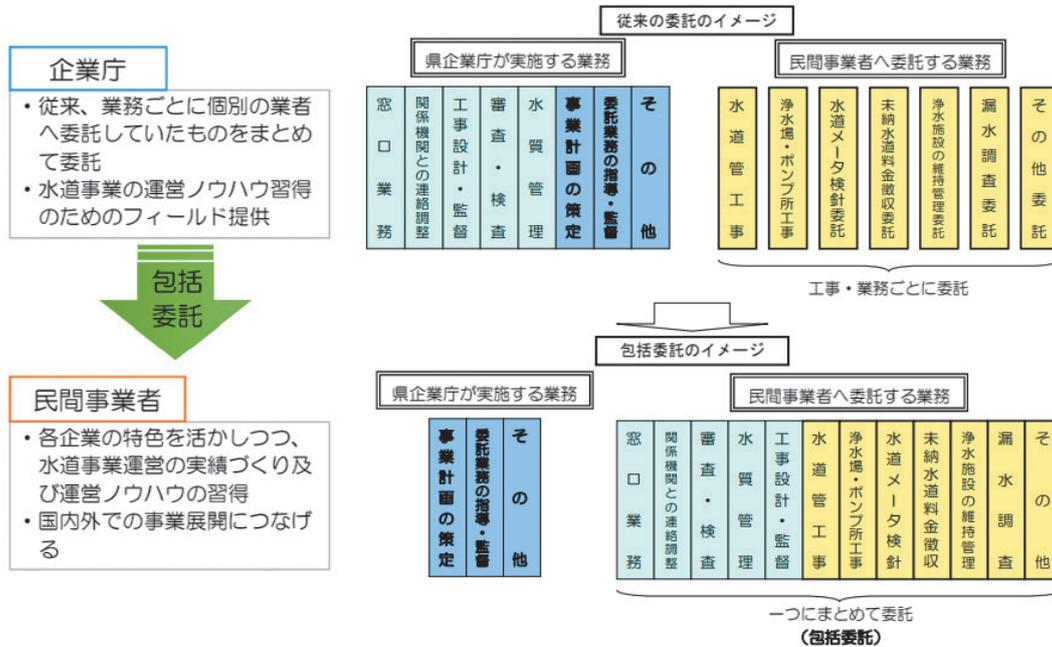
¹ 厚生労働省「令和3年度第4回水道分野における官民連携推進協議会資料」より



【新川隼平氏のプロフィール】

上智大学法学部地球環境法学科卒業。
水ing株式会社を経て、2019年株式会社日本経済研究所入社。
2022年より現職。

図1 第1期箱根包括委託の業務範囲



(出典) 首都圏水道事業体支援プラットフォーム 事業紹介リーフレット

果を発揮したか」という点で評価を行い、以下の評価が得られている。

- 業務要求水準書及び契約書にしたがって、十分な水準で業務が実施された。
- 危機管理対応や固定費・動力費低減の取組み等において、民間ならではの創意工夫を図ることで、受託者は高いパフォーマンスを発揮した。
- 建設改良工事を委託範囲に含めたことにより、工期の平準化等の効果が得られ、業務を効率化できた。
- 業務全体を一体的に運営することにより、維持管理業務と工務系業務の連携が図られ、建設改良工事が維持管理に及ぼすリスクを低減できた。
- 箱根包括委託の技術実証フィールドとしての機能が発揮され、受託者が意欲的に設備投資等を行った。

一方、本事業運営モデルをより有効に機能させるためには、事業期間の長期化に関する検討が必要であることが確認されている。また、中小規模水道事業体への展開・普及に向けた汎用的公民連携モデルの構築に向けては、モニタリングに係る業務判定項目や人員体制の検討が重要なポイントとして挙げられている。

5. 今後の水道事業における PPP/PFI の展望

改正水道法に基づき厚生労働省にて令和元年9月に策定された「水道の基盤を強化するための基本的な方針」では、官民連携について「水道の基盤の強化を図る上での有効な選択肢の一つ」とし、「官民連携の活用の目的を明確化した上で、地域の実情に応じ、適切な形態の官民連携を実施することが重要」とされている。

箱根包括委託は、建設改良工事を業務範囲に含む広範囲を委託したため、民間事業者ならではの創意工夫によるコストダウン等の官民連携のメリットを享受できている。また、神奈川県企業庁にて公募前に委託期間中の工事計画及び積算、委託期間中のモニタリングを行っており、一定の負担も発生しているが、委託前と比して、大幅に職員の負担を軽減することに成功している。

全国の中小規模水道事業体では、職員の不足等による技術の継承や水道事業継続の財政的・技術的基盤の脆弱性等が課題になっている。職員の負担を軽減し、職員が水道事業の経営等についてより注力できるという点や事業の効率化という点で、箱根包括委託は大いに参考になるスキームであると考えられる。